

第 5 章

実現化方策

- 5-1 基本目標に基づく重点施策の設定
- 5-2 重点施策の内容
- 5-3 連携・協働によるまちづくりの推進
- 5-4 都市計画マスタープランの運用管理



5-1 基本目標に基づく重点施策の設定

「集約と連携による持続可能な都市構造」の実現に向けて、次の施策について重点的・戦略的に取り組みます。



短期（～3年）
 中期（～5年）
 長期（～10年）

			施策効果		
短期	中期	長期			
→			効果1 居住を誘導すべき区域での人口密度の確保		
→			効果2 中心街における賑わいの創出と新たな文化の創造		
→			効果3 無秩序な市街化拡散の防止と健康寿命を延ばせる都市基盤の構築		
→			効果4 安全で快適な施設環境と持続可能な市民サービスの提供		
→			効果5 市民の憩いの場や子育て環境の充実		
→			効果6 安全安心かつ快適な居住環境の確保		
→			効果7 持続可能で利便性が高い交通手段の確立		
→			効果8 地域コミュニティの強化と拠点の活力創出		
→			効果9 震災被害の最小化と地域防災力の向上		
→			効果10 農業経営基盤の強化と地域農業の維持		
→			効果11 安定的な雇用の確保と人口流出の抑制		
→			効果12 土地の有効活用と地域経済の発展		
→			効果13 身近に緑がある心豊かな生活の維持と向上		
→			効果14 魅力と心地よさ、賑わいと自然の優しさが感じられるまちの形成		
→			効果15 省エネ・創エネを効率的に実施するスマートシティ甲府の創造		

5-2 重点施策の内容

施策1 都市機能と居住の誘導

目標
1

(1) 立地適正化計画制度の有効活用

コンパクト・プラス・ネットワークの具体的な施策を推進するため立地適正化計画制度を有効活用し、都市計画法を主軸とした土地利用の計画に加えて、各種都市機能の魅力を活かすことによって、居住を含めた都市の活動を誘導することで都市をマネジメントする仕組みを構築するため、次の取組を推進します。

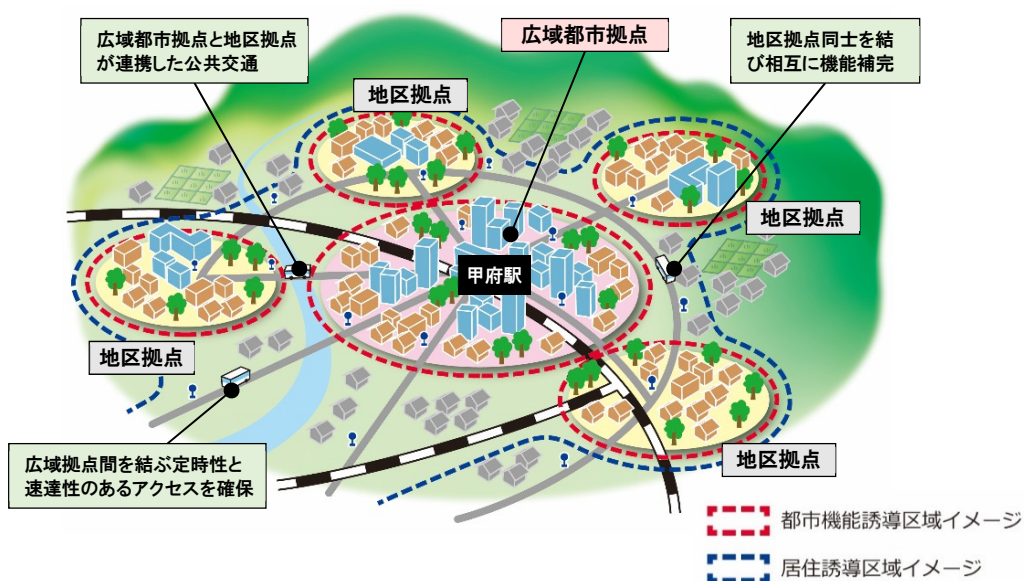
・都市機能を誘導すべき区域の設定

区域の境界設定は、各拠点における土地利用の実態や公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置を踏まえ、徒歩等の移動手段による各種都市サービスの回遊など、地域としての一体性等の観点から区域設定を目指します。

・居住を誘導すべき区域の検討

区域の境界設定は、適切な人口集中区域をベースとして地形地物などから区域設定を検討します。

図 立地適正化計画のイメージ



(2) 移住・定住の促進

やまなし暮らし支援センターをはじめ、近隣自治体やNPO法人などの関係機関と更なる連携強化を進めながら、移住・定住の促進に取り組み、2020年度までに年間50人以上の移住者を目指すとともに、その後は、評価・検証を行う中で、居住を誘導すべき区域での新たな目標を設定します。

また、2027年のリニア開業を見据えて、移住・定住の促進に取り組みます。

効果1 居住を誘導すべき区域での人口密度の確保

施策2 中心街の魅力向上（甲府城周辺地域活性化実施計画の推進）

目標
1

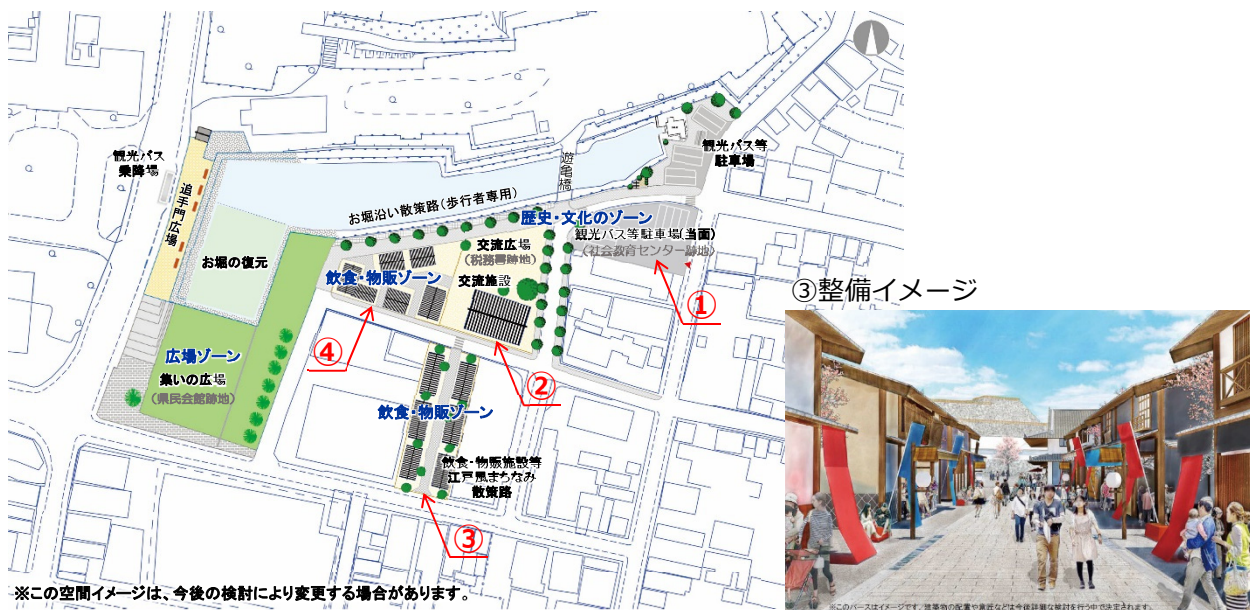
整備の基本的な考え方を「甲府城の歴史・文化と緑が感じられ、ゆっくり過せ、また来たいと思える空間づくり」とした「甲府城周辺地域活性化実施計画」に基づき、甲府城と調和した緑豊かな空間、江戸風まちなみ等、次の整備において、まちなかの回遊機能を高め、観光振興と誘客促進により、中心街の活性化や歴史物語都市こうふの実現を目指します。

（1）歴史・文化関連施設や飲食・物販施設等の整備

甲府城と中心商業エリアを直結する遊亀橋通り周辺エリアを中心に、次の整備方針により甲府城を中心に城下に栄えた小江戸甲府の賑わいが感じられる空間づくりを推進します。

- ①社会教育センター跡地については、当面は観光バス等が利用可能な駐車場の整備を推進します。
- ②税務署跡地については、交流施設や交流広場の整備に取り組みます。
- ③税務署跡地南については、中心街への回遊機能を創出するため、民間活力を導入しながら江戸風まちなみや散策路の整備に取り組みます。
- ④上記①～③の整備状況を踏まえて、税務署跡地西側については、飲食・物販施設等の整備を検討します。

図 整備方針（空間イメージ）



※この空間イメージは、今後の検討により変更する場合があります。

（2）県庁敷地と一体となった開放的な広場の整備（山梨県）

県民会館跡地及びその周辺は、スクランブル交差点から遊亀橋への回遊性を確保し、隣接する県庁敷地と一体となった開放的な広場の整備とお堀の復元を促進します。

効果2 中心街における賑わいの創出と新たな文化の創造

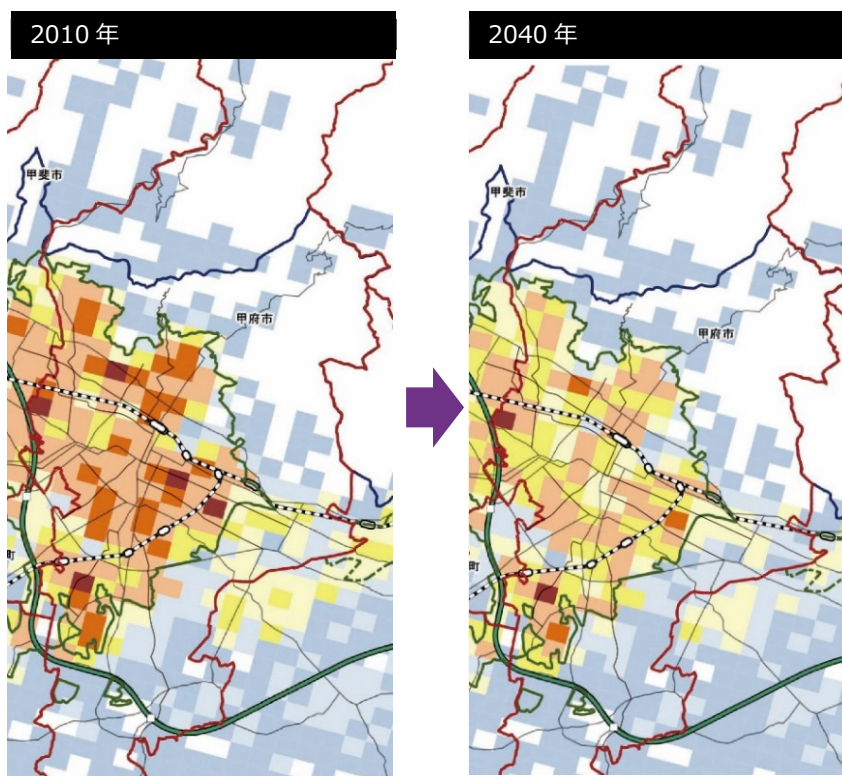
(1) 開発許可制度の運用改正

集約と連携による持続可能な都市構造を目指すため、立地適正化計画の策定に合わせ次のことに取り組めます。

また、市街化調整区域や非線引き都市計画区域では、既存集落及び拠点・地区内を基本とした生活関連施設の立地や公共交通の整備等により将来的にも持続できる集落地域づくりを目指します。

- ・市街化調整区域内において、日常生活のために必要な店舗等や主要幹線沿いにおけるサービス施設の立地基準の運用を検証
- ・住民のまちづくり活動への参画による地区計画制度を活用し、集落生活圏の維持に必要な店舗等の誘致促進
- ・市街化調整区域や非線引き都市計画区域では、新たに宅地化されることを抑制する開発立地基準の適用
- ・開発技術基準について、居住を誘導すべき区域内での緩和と居住を誘導すべき区域外での強化

図 将来の人口分布推計



【資料：山梨県都市計画協会（2016年3月）】

(2) 健康づくりを目的とした人生を思いきり楽しめるまちづくり

市民一人ひとりが、住み慣れたまちで幸せを感じながら、自分らしい人生を送るために、居住する地区や地域、市域などのライフエリアにおいて、歩いて暮らすまちへの転換、生活圏内の機能確保（健康拠点の整備など）及び住環境の質の向上の視点からまちづくりの取組を進めます。

効果3 無秩序な市街化拡散の防止と健康寿命を延ばせる都市基盤の構築

施策4 公共施設等マネジメントの推進

目標
2

公共施設等（公有地、公共施設及びインフラ資産）の有効活用を図りながら、市民が安心して暮らすことができ、快適な生活環境が実現できるよう、地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置や規模を目指します。

（1）施設総量の適正化

施設の利用実態や運営状況等の全体の状況把握と、時代のニーズに即したサービスの適正化に努め、統合、複合化、廃止等を実施するとともに、必要に応じて、多機能化による拠点施設を整備します。

（2）施設の長寿命化

施設管理者が日常的・定期的に点検を行うための自主点検マニュアルを作成し、これまでの事後保全から、自主点検結果を踏まえた予防保全への転換を図り、既存施設を最大限活用します。インフラ資産において、修繕計画を策定した224橋は、拠点内や拠点同士を結ぶ軸などを優先した長寿命化対策の取組を目指します。

また、「甲府市公共下水道ストックマネジメント計画」に基づき、各拠点下流に位置する重要な幹線を含めた下水道管路施設について、施設の重要度に応じた方法や頻度で点検調査を、2021年度までに2,350箇所（82km）実施し、劣化などの状況を判定した中で、緊急度の高い施設より順に改築を実施します。

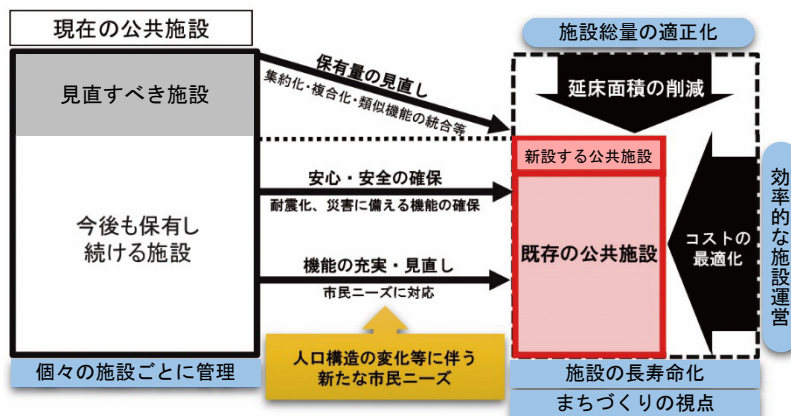
（3）効率的かつ効果的な管理運営

民間の空きスペースの活用や省エネルギー対策等により、施設全体のライフサイクルコストの低減を目指すとともに、PPP/PFIなど民間事業者との連携による新たな事業手法を取り入れます。

（4）低未利用資産の利活用

公共施設等を貴重な経営資源と捉え、個々の資産の実態を把握しながら、将来的な必要性等を総合的に検討し、効率的かつ効果的な有効活用を図ります。

図 将来に向けた公共施設の配置のイメージ



効果4 安全で快適な施設環境と持続可能な市民サービスの提供

施策5 遊亀公園・附属動物園における再整備と運営体制の構築

目標
2

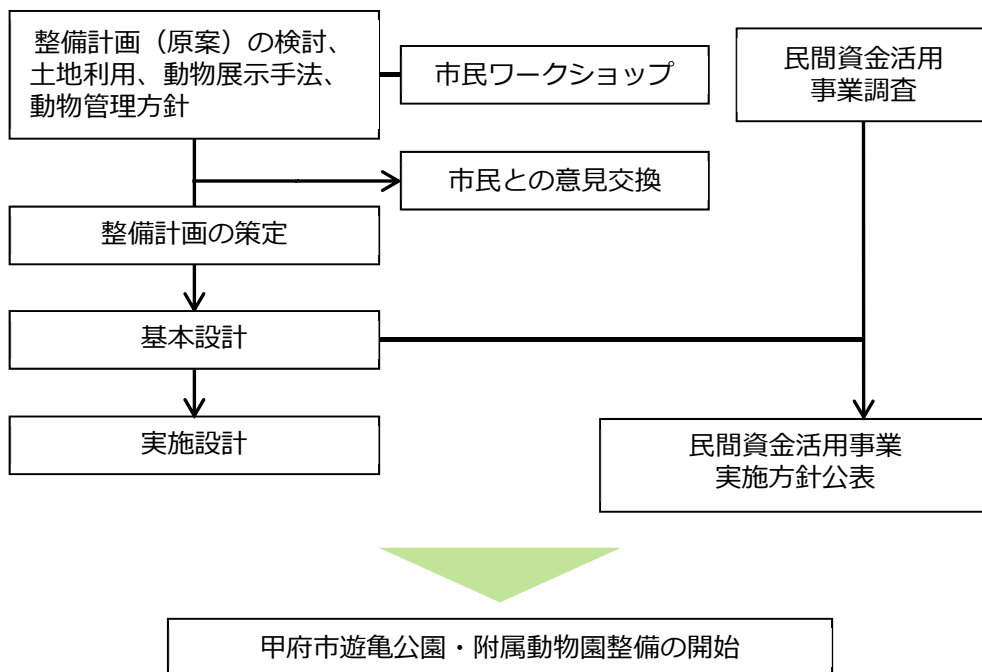
甲府市遊亀公園・附属動物園が2019年に開園100周年を迎えるにあたり、市民ニーズを把握する中で、子育て世代が安らぎと憩いを感じられるような親しみのある動物園と公園に再整備するとともに、持続可能な運営体制の構築を目指します。

(1) 再整備方針

拠点内における重要な都市機能として、都市型動物園の課題等に対応するため、動物に関わる調査研究機関と連携しながら、展示手法や動物管理方針などを構築し、子育て世代などの市民ニーズを把握するため、市民ワークショップを実施し整備計画に反映します。

また、すべての人のニーズをきめ細やかに考慮し、わかりやすく利用しやすい環境整備を継続的に目指すため、ユニバーサルデザインへの配慮や公共サインの統一化に取り組みます。

図 検討フロー



(2) 運営体制の構築

整備における公的負担の抑制を図るとともに、持続可能な運営体制の構築に向け、民間資金活用事業調査を行ないPPP/PFIの活用やサポーター制度の創設などを目指します。

また、再整備後は、賑わいと呼び活性化に向けたイベントなどの取組を充実させ、利用者満足度を適時調査及び評価した中で、運営における体制や手法などの進化を目指します。

効果5 市民の憩いの場や子育て環境の充実

施策6 空家等の対策

目標
2

都市のスポンジ化が進行しつつある中で、管理不全な空き家への指導及び利活用による空き家の解消を図るとともに、空き家を発生させないための対策を総合的かつ積極的に推進することで、国の「住生活基本計画」における次の目標達成に向けて、空き家戸数の発生抑制に取り組みます。

2013年度(6,120戸)から2023年度の増加推計約57.2%(9,600戸)に対し、対策を講じる中で2025年度までの増加を約25.8%(7,700戸)の発生抑制を目指します。

(1) 適切な管理と予防

空き家情報のデータベース化により、所有者や相談等に関する情報を的確に把握するとともに、空き家が管理不全の状態とならないように、広報やチラシ等の配布及びセミナーや相談会等の開催により、所有者等の責任と責務について広く市民への周知に努め、意識の醸成や啓発を図ること、新たな空き家戸数の抑制を目指します。

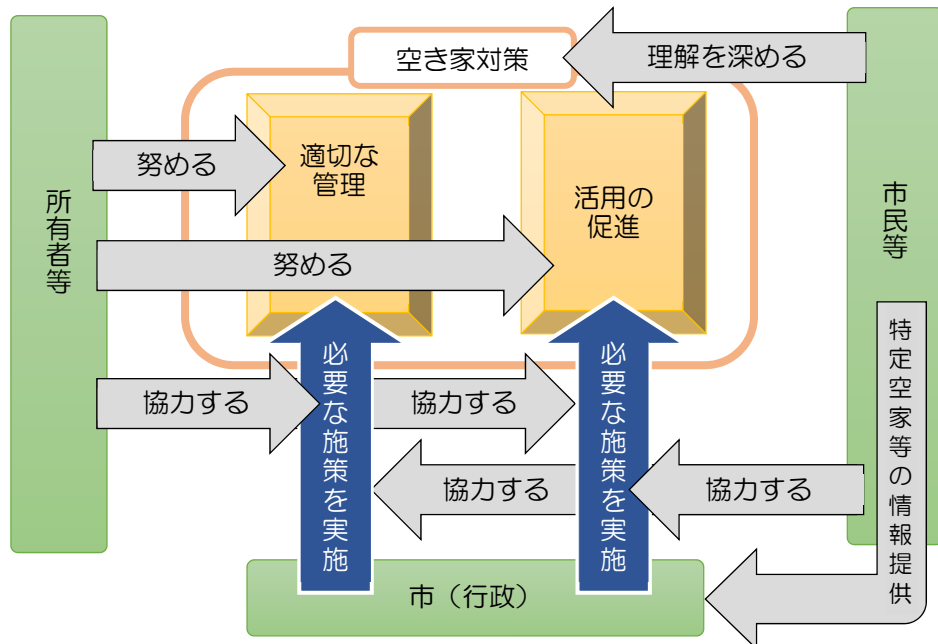
(2) 活用の促進

専門家団体と連携し、空き家を中古市場へ迅速に流通する取組の促進を図ります。また、空き家率の高いまちなかゾーンにおいては、空き家の改修等に係る助成制度の利用促進を図るとともに、空き家を住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として貸し出すための支援を行うなど、新たな住宅セーフティネット制度による空き家の活用を目指します。

(3) 安全安心の確保

倒壊等により周辺や通行に被害を及ぼす空き家については、特定空き家等に対する措置を実施するとともに、除却費助成制度の利用促進を図り、管理不全な空き家の解消を目指します。

図 条例に基づく所有者等・市・市民等の責務のイメージ



【資料：甲府市空家等対策計画】

効果6 安全安心かつ快適な居住環境の確保

施策7 地域公共交通ネットワークの再構築

目標
3

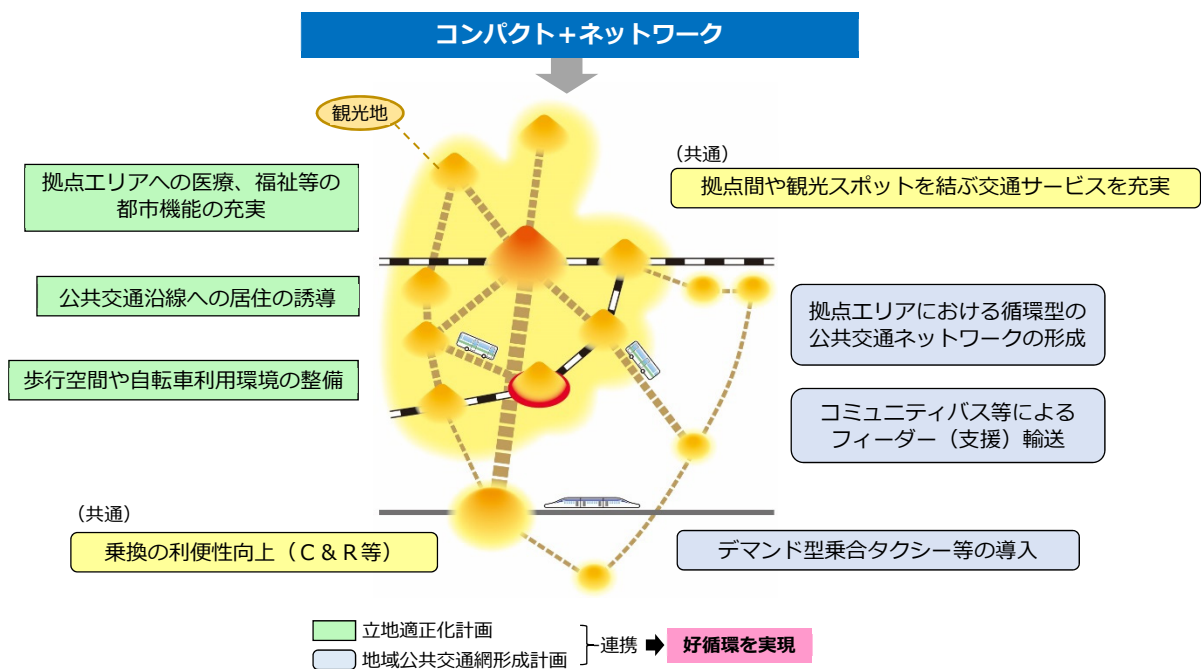
「集約と連携による持続可能な都市構造」を実現させ、甲府市全体の価値を向上させるため、「立地適正化計画」との整合性を図り、まちづくりや観光振興等の観点から公共交通を軸とした「地域公共交通網形成計画」の策定を目指します。

(1) 地域公共交通網形成計画

協議会を開催し、交通事業者等と協議を行いながら、次のことに留意した中で、コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携や地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築を目指します。

- ・ 拠点内や拠点間を巡る循環型公共交通サービスの充実
- ・ 広域都市拠点、広域交流拠点及び観光地を結びリニア開業効果を最大限に波及できる公共交通ネットワークの形成
- ・ 地域の実情に応じた多様な交通サービスの組合せ（コミュニティバスやデマンド型乗合タクシー等の導入）
- ・ C & R（サイクルアンドライド）の導入等による乗継の利便性向上や鉄道の安全対策
- ・ 交通移動手段における自家用車依存率の減少と環境負荷の軽減
- ・ 公共交通利用を促す啓発活動の実施

図 コンパクト+ネットワークのイメージ



(2) 地域公共交通再編実施計画

「地域公共交通網形成計画」に基づく、具体的な運行計画等を交通事業者等と協議を行い、策定を検討します。

また、公共交通網の整備、交通結節点の改善、公共交通機関の利用促進、徒歩や自転車による移動環境の整備等を目指した計画とします。

効果7 持続可能で利便性が高い交通手段の確立

施策8 効果的・効率的な都市計画道路整備の推進

目標
3

都市計画道路は、2005年1月に優先的に整備する路線を選定し、円滑な事業展開を進めてきましたが、将来における社会経済情勢や交通需要に大幅な変化が想定されることから、2013年3月に都市計画道路網全体の変更や見直しを行った中で、2018年1月に整備順位（表1）を再検証しました。

今後は、まちづくりの方針等と整合を図りながら、事業の透明性を確保し、安全で快適な市街地形成を目指すため、効果的で効率的な都市計画道路の整備を推進します。

（1）都市計画道路の整備方針

時代に即した適切な整備の推進、市民の安全安心を守り及び地域経済の更なる発展に資する都市計画道路の早期整備を進める中で、必要に応じて整備優先順位の評価検証を行います。

また、長期間において未整備区間のある都市計画道路は、交通機能、都市環境機能、都市防災機能、収容空間機能、市街地形成機能等の観点から路線及び幅員などの変更や見直しを、必要に応じて行います。

表1 都市計画道路整備優先路線（市整備）一覧（2018年1月現在）

優先順位	路線名	事業区間	延長(m)	計画幅員(m)
整備中	和戸町竜王線	中央四丁目工区	210	22
1	城東三丁目敷島線	伊勢工区	380	16
2	住吉四丁目善光寺線	善光寺工区	400	16
2	高畑町昇仙峡線	富竹西・池田工区	1270	16
2	城東三丁目敷島線	国母工区	920	12
3	中小河原築地新居線	後屋大里工区	760	16
3	宝二丁目北新線	宝工区	680	22

（2）都市計画道路整備の推進

事業決定している都市計画道路（表2）の早期供用開始を目指すことで、拠点同士の連携強化を推進するとともに、2027年までに整備率65%（現状より約8%増）を目指します。

また、新山梨環状道路北部区間において、事業化されていない区間の早期事業化や2027年リニア中央新幹線開業までの全線整備を促進します。

表2 都市計画道路整備率見込み算出表（2027年見込み）

事業名	延長(m)	合計延長(m)	整備率(%)※	合計整備率(%)※
整備済路線延長（2017年3月現在）		70,676	57.1%	65.3%
甲府駅周辺土地区画整理事業	1,283	10,193	8.2%	
都市計画事業	590			
山梨県事業 新環状・緑が丘アクセス線 甲府外郭環状道路東区間 外	8,320			

※都市計画道路全体計画延長 = 123,770m

効果8 地域コミュニティの強化と拠点の活力創出

施策9 防災意識を向上させ避難路沿道建築物の耐震化促進

目標
3

大規模地震が発生した際に、拠点間を結ぶ道路の通行を確保することが重要であることから、避難路沿いにある建築物の耐震化を、次の取組により推進します。

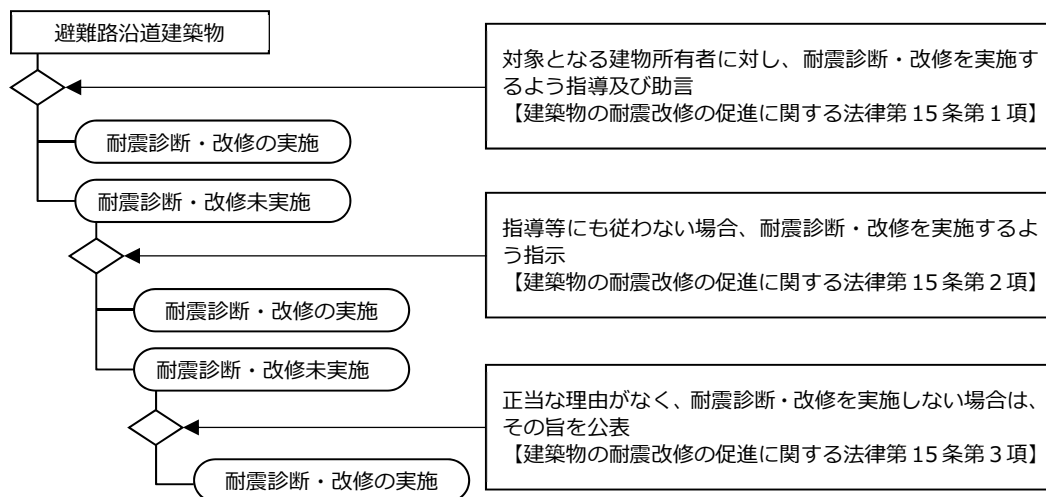
(1) 避難路の見直しと避難路沿道建築物の特定

災害時の避難支援等を円滑に行うため、拠点間を結ぶ都市計画道路の完成に合わせ、従前の避難路との整合性等を考慮する中で、避難路の見直しについて検討します。その結果、避難路として指定する場合には、その沿道に存在する建築物の現地調査等を行い、一定以上の高さを有する建築物を避難路沿道建築物と位置付けます。

(2) 耐震化への支援と指導

避難路沿道建築物の所有者に対して、耐震診断、耐震設計、耐震補強等の継続的な支援を行い、2020年度末までに避難路沿道にある建築物の耐震化率95%を目指します。

図 避難路沿道建築物所有者に対する指導・指示等の流れ



(3) 防災意識の啓発

耐震相談窓口の開設、甲府市広報やホームページの利用、戸別訪問等を行い、建築物の耐震化の必要性や重要性等について周知を図ります。

また、2018年度までに、市内全520自治会を対象に防災研修会を開催し、市民に耐震化事業等について周知を図るとともに、今後も防災講話や訓練指導等を通じて、耐震化事業や耐震化の必要性について、市民に引き続き周知し、意識の啓発を図ります。

効果9 震災被害の最小化と地域防災力の向上

施策10 農業振興施策の推進

目標
4

活力ある農業の振興に向けて、農地の有効活用及び農業の担い手の育成や確保を図るとともに、農地保全に向けた取組を推進します。

(1) 農用地の有効活用

各地域に農地の流動化を推進する推進員を配置する独自の農地銀行システムと合わせて、農地中間管理機構を活用する中で、2025年度までに意欲ある担い手へ320.25haの農地が集積されるよう積極的な施策を展開するとともに、地域を支える産業としての稼ぐ農業を推進し、農業経営基盤の強化を図ります。

また、市民農園や農業体験等の市民の多様化する農地需要についても柔軟に対応し、農地の有効活用を図ります。

(2) 農用地区域の保全と耕作放棄地の活用

集団的な優良農地は積極的に確保します。耕作放棄地についても、農業者、農地所有適格法人、地域営農組織等の取組を支援しながら積極的に施策を展開します。

(3) 継続的な農業の推進

農業の担い手や新規就農者の育成や確保を図るため、本市が独自に設置するワンストップ支援窓口において、経営や就農の相談を行うとともに、各種研修会を開催し、経営の改善や法人化、就農定着等の支援を行います。

また、更なる農業の活性化のために、農地所有適格法人や農業に参入する企業の誘致に努め、農業経営基盤の強化を図ります。

図 甲府の主な農産物



効果10 農業経営基盤の強化と地域農業の維持

施策11 産業の誘致と雇用創出に向けた支援

目標
4

リニア開業効果により大都市圏との時間距離が短縮され、企業立地のポテンシャルが高まることから、企業への優遇施策により企業誘致を推進するとともに、官民の連携体制により創業を促進します。

(1) 企業誘致の推進

企業誘致を推進し、産業の活性化及び雇用機会の拡大を図り、地域経済の発展と市民生活の向上に寄与するため、支援策の拡充拡大に努めます。

(2) 産業立地の支援

産業立地に向けた新たな支援策である甲府市産業活性化支援条例を活用し、製造業、観光施設、ホテルや旅館、農業法人等の積極的な企業誘致に努めます。

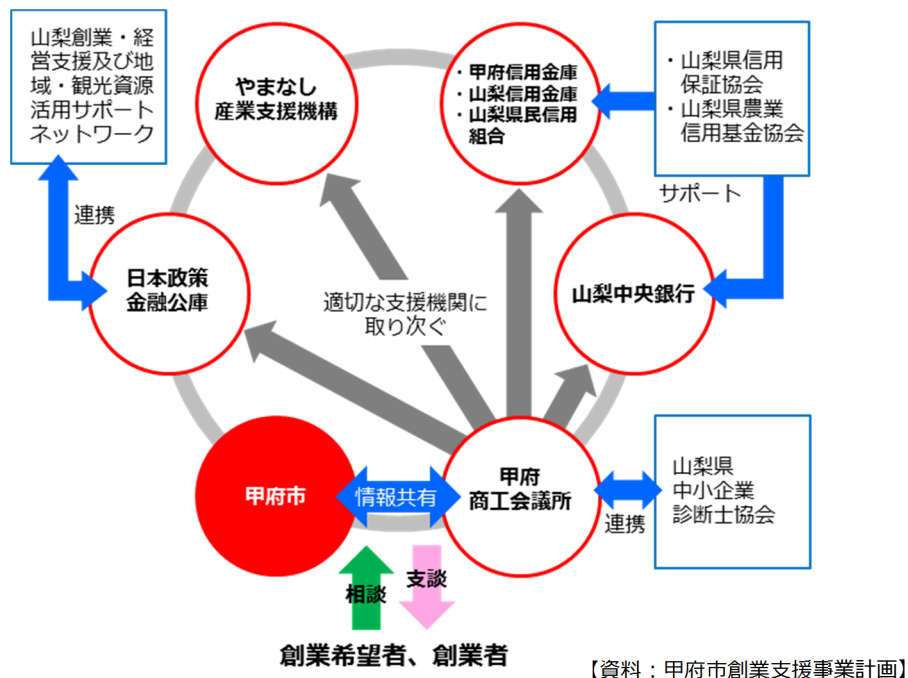
(3) 雇用創出の支援

若者をはじめとする就業を希望する者に市内企業への就業機会を創出するため、市内企業の魅力を発信するとともに、求職者と企業のマッチングの機会を設けるなど、雇用の確保に向けた取組を推進します。

(4) 創業の支援

「甲府市創業支援事業計画」に基づき、本市をはじめ8関係機関で構成している甲府創業支援ネットワークにより、ビジネスモデルの構築や資金調達、資金相談、事業計画書の作成等の創業に必要な要素に応じて、それぞれの強みを生かした多様な支援策を実施することにより、創業の促進に努めます。

図 創業支援事業計画の概要



効果11 安定的な雇用の確保と人口流出の抑制

施策12 産業立地を促す計画的な土地利用と支援

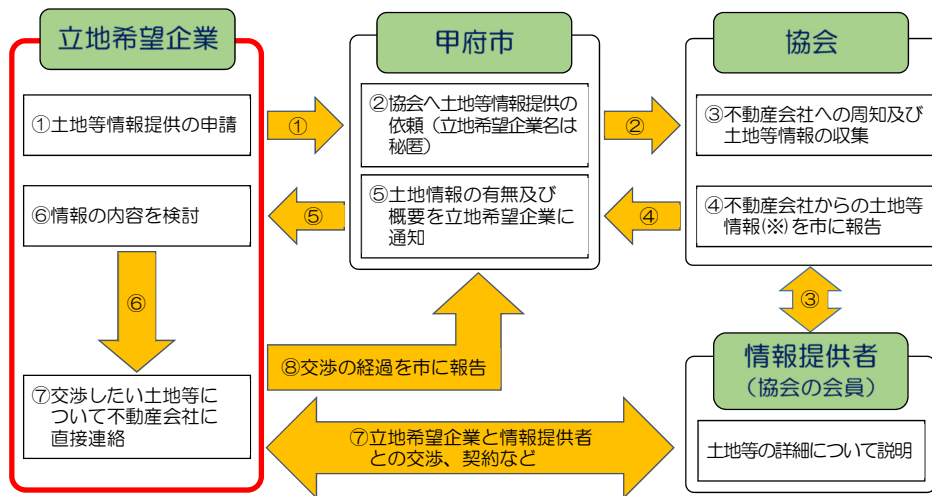
目標
4

企業を誘致するうえで最も重要な要素である事業用地の確保を促すため、市有地の有効活用を展開するとともに、交通の要衝となる地域における新規開発などの支援に向けて、次の施策に取り組みます。

(1) 産業用地の確保

低未利用民間所有地の産業用地としての利用促進を図るため、甲府市企業立地マッチング促進事業により、不動産業に関連する協会の協力を得る中で、立地相談企業に最新の不動産情報を提供し、企業立地に努めます。

図 「甲府市企業立地マッチング促進事業」土地情報提供フロー



※土地等情報は、各情報提供者所有のもの又は媒介契約しているものに限りません。
【資料：甲府市】

(2) 産業集積の促進

インターチェンジ周辺や既存の工業団地周辺などの適地において、新たな産業集積地となる拠点を設け、産業の活性化を図ります。

(3) 既存工業団地における操業環境向上への取組

甲府市工場立地法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める条例や提案型の地区計画制度により、工業団地内の事業敷地の有効活用と良好な環境の保全を両立し、企業活動の活性化を促進します。

(4) ワンストップサービス化

産業誘致に対するスムーズな事務手続きを行うため、関係部課の協力体制を整え、誘致に関する窓口を一本化するワンストップサービスを強化するとともに、立地後の連携を継続するためのサービスを行います。

効果12 土地の有効活用と地域経済の発展

施策13 自然共生社会と循環型社会の構築

目標
5

恵まれた森林や農地を保全・活用するため、森林の有する多面的機能の確保及び優良農地の保全に向けた取組を推進し、緑・農が共生する循環型社会の構築に寄与します。

(1) 里山の保全

里山が果たす機能や里山がもたらす恩恵を次の世代も享受できるように、山地災害危険地等における谷止めや山留めなどの治山施設の整備や、地域住民と野生鳥獣とをすみ分ける緩衝帯の整備を推進するとともに、学校林活動や企業による森林整備活動等を支援します。

(2) 優良農地の確保と保全

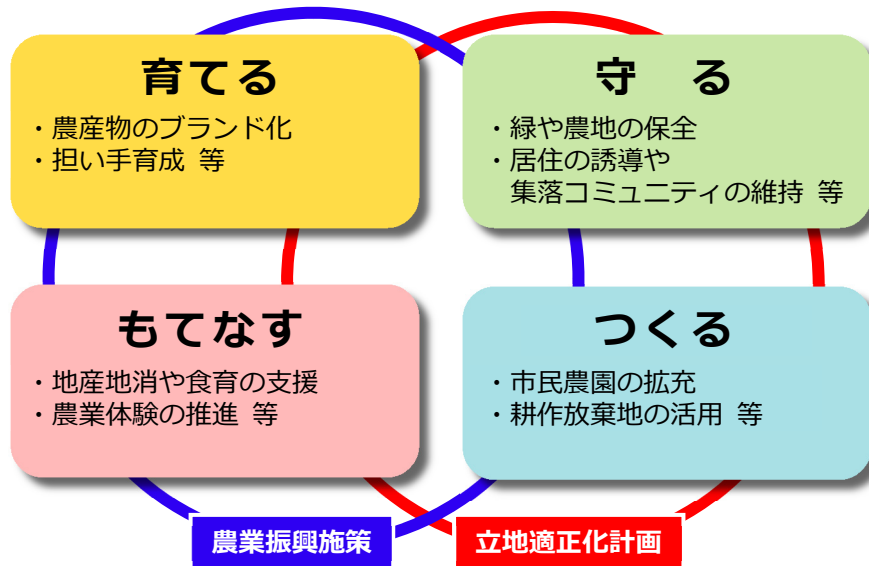
2018年度までに「(仮称) 甲府市農業振興計画」の策定に取り組み、本市の農業における将来像を明らかにするとともに、「甲府農業振興地域整備計画書」の総合的な見直しを行う中で、農用地区域内における農用地の確保と保全を目指します。

また、農地の現状を調査し、耕作放棄地対策に努めるとともに、排水機場やため池などの農業用施設の老朽化対策及び耐震化を推進します。

(3) 循環型社会の構築

立地適正化計画を見据えたまちづくりと連携するとともに、環境負荷を出来る限り低減するため、自然環境の保全など農地が有する多様な機能を持続的に発揮できるように、耕作放棄地の発生防止と再生を図る中で、市民農園などの活用を支援し、地産地消や食育などに取り組みながら、緑・農が共生する循環型社会の構築に寄与します。

図 緑・農が共生する循環型社会の構築イメージ



効果13 身近に緑がある心豊かな生活の維持と向上

施策14 景観の保全と創出

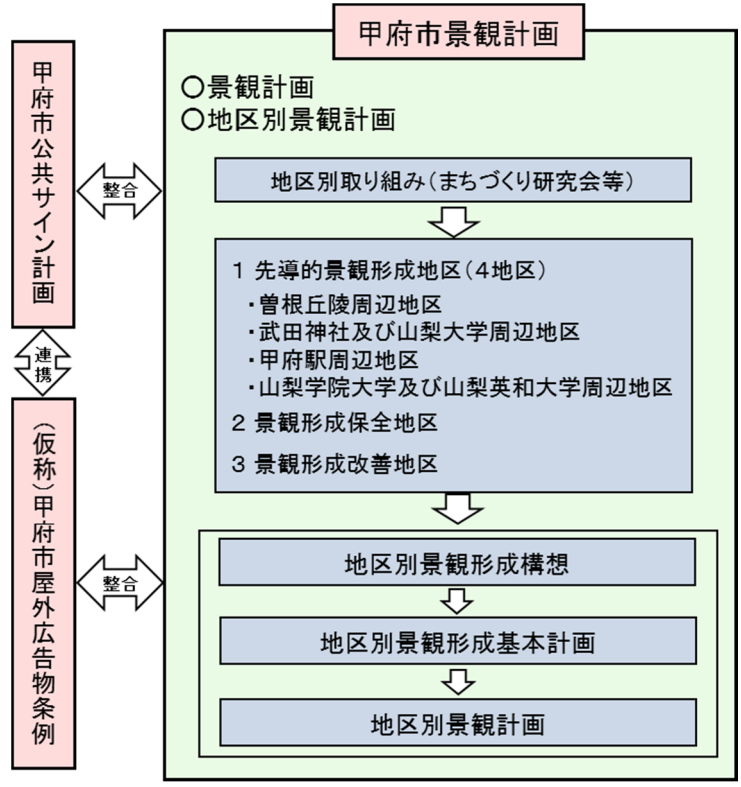
自然、歴史及び文化を活かした美しく風格あるまちづくりに向け、市民参画による景観形成を促進するとともに、景観形成基準などに基づいたまちなみや眺望の保全を推進します。

(1) 地区別景観計画の推進

設定されている先導的景観形成地区での地区別景観計画を推進するとともに、市民参画による景観まちづくり研究会への支援や大学などと連携をしながら、都市機能を誘導すべき区域を重点に地区別景観計画の策定を推進します。

また、良好な景観の形成及び保全について、地元要望の強い地区である景観形成保全地区において、地区別景観計画の作成を促進します。

図 景観形成フロー



【資料：甲府市】

(2) 公共サインの統一化

「甲府市公共サイン計画」の普及と活用を推進するため、関係する部署間と横断的な連携を図る中で、定期的な運用の評価を行うことにより、情報を一層わかりやすく正確に伝えるとともに、更なる良好な景観形成に努めます。

(3) 屋外広告物条例の制定

中核市移行における事務の移譲において、山梨県屋外広告物条例を検証し、総量規制の内容等を盛り込んだ(仮称)甲府市屋外広告物条例を2018年度までに制定します。

また、違反広告物追放のため、自治会と連携した是正指導及び集中パトロールに取り組むとともに、簡易除去の権限を委任する地域住民ボランティア制度の導入を検討します。

効果14 魅力と心地よさ、賑わいと自然の優しさが感じられるまちの形成

豊かな自然環境を次世代に引継いでいくため、市民、事業者及び行政が協働して、温室効果ガス排出抑制に取り組むとともに、市民生活に潤いとやすらぎをもたらす環境に配慮した持続可能な都市への転換や都市緑化の推進を図り、2030年度の温室効果ガス排出量25%削減（2008年度比）を目指します。

（1）クリーンエネルギー自動車の普及促進

クリーンエネルギー自動車の普及促進のため、2030年度までに急速充電器市内20箇所、普通充電器市内50箇所を目指して、充電設備及び水素ステーションの整備を促進します。

図 水素ステーション（飯田三丁目）



図 電気自動車充電器（下曾根町）



（2）低炭素型の移動（スマートムーブ）の推進

高齢者や交通弱者にやさしい電動アシスト自転車等の普及促進や自転車利用促進のため、自転車走行空間の整備や鉄道駅及びバス停周辺の駐輪場整備を推進します。

（3）都市緑化とヒートアイランド対策の推進

緑あふれるまちづくりのため、現行の生垣設置奨励助成制度において居住を誘導すべき区域内の支援拡大に取り組むとともに、公共施設における遮熱塗装や歩道における保水性舗装を推進します。

（4）省エネ住宅や省エネ施設の普及促進

住宅、施設等における建物の断熱化や長寿命化を図り、省エネルギー性能の高い建物の普及を促進するとともに、住宅用太陽光発電システムや高効率給湯器等の省エネルギー機器の導入及び普及促進に努めます。

5-3 連携・協働によるまちづくりの推進

連携や協働によるネットワークの強化を図りながら、連携・協働型まちづくりを進めていきます。

1 各プレイヤーの役割分担

市民、事業者、NPO、行政、大学・専門家等が、お互いの特性や違いを理解し尊重し対等の立場で、それぞれが担った役割を果たすことで、「産官学民」による連携・協働のまちづくりを実現していきます。

図 まちづくりにおける産官学民の連携イメージ



(1) 産の役割（民間企業、地元商店など）

- ・地域社会の担い手として、まちの活力や魅力の創出を図ります。
- ・民間資金や技術力を最大限活用して、まちづくりを推進します。
- ・地域貢献を意識した事業活動を展開します。

(2) 官の役割（国、県、市など）

- ・目指すべきまちの実現に向け、国、県及び市の適切な役割分担により施策を進めます。
- ・住民、事業者、地域コミュニティ、NPO等の多様な主体と協働し、土地利用の誘導や都市計画事業などの実施による計画的なまちづくりを推進していきます。
- ・公共財源や施策の展開により、市民のまちづくり活動の誘導や支援を図るとともに、効率的な行政運営を行い、質の高い行政サービスを提供していきます。

(3) 学の役割（専門機関、大学、研究機関など）

- ・専門的で最先端の技術を活かした地域貢献を進めます。
- ・研究や教育活動による人材や知の活用、地域ボランティア活動への参画等による積極的な地域との交流を図ります。
- ・地域の課題解決や地域の活性化に向けた支援、人材、所有施設等を提供します。

(4) 民の役割（市民、NPOなど）

- ・まちづくりの担い手として、まちづくりに関する意見交換会や説明会などのまちづくり活動に、積極的に参加します。
- ・身近な道路や公園などの住環境の維持向上に積極的に携わります。
- ・NPO等は、専門的ノウハウの蓄積を活かして、まちづくりへの積極的な助言や提案を行います。
- ・地域における多様な団体との結びつきを高め、コミュニティの活性化を図るとともに、まちづくり活動への支援や参加を促します。

2 連携・協働のまちづくりの進め方

産官学民がそれぞれの役割を果たしながら、連携や協働してまちづくりを進めます。
市民主体（民間主導）のまちづくりの展開の観点から、次のような連携や協働方法が考えられます。

（1）まちづくりへの関心の向上

｜市民参画の機会を拡大｜

- ・都市計画の決定や変更において、説明会、アンケート調査、パブリックコメント等を実施して、市民参画の機会の充実を図ります。
- ・道路や公園の維持管理をはじめとした様々なまちづくり活動への参画を募ります。

｜地域活動などの情報提供と公共データの情報共有｜

- ・広報誌やパンフレットなどの紙媒体、ホームページやSNSなどのICTを活用して、地域活動の情報提供と情報発信に努め、市民と行政の活発なコミュニケーションを推進します。
- ・市が保有する様々なデータのうち、個人情報など公開できないものを除く公共データの公開を推進し、市民や事業者と情報共有を図ることで、民間主導のまちづくり活動や新たなビジネスの創出を支援します。

｜まちづくりの新たな担い手の育成｜

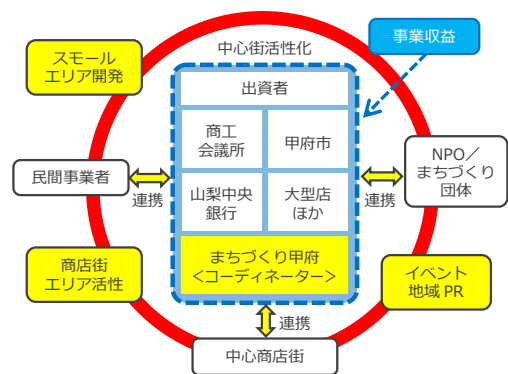
- ・地域のまちづくりの新たな担い手を育成するために、育成講座や学習プログラムなどの実施を検討します。
- ・市内に大学が集積している強みを活かして、学生によるまちづくり活動を支援します。

（2）まちづくり活動の展開

｜まちづくり活動の支援｜

- ・NPO法人、自治会、消防団等の地域コミュニティ団体のまちづくり活動を支援します。支援にあたっては、行政だけでなく、地元企業との連携や協働を図ります。
- ・自治会や地域活動への支援、活動拠点の提供及び担い手不足解消に向けた定住を促進します。
- ・既存団体の枠組み以外にも、まちづくり研究会支援制度などを活用して、まちづくりに取り組む団体を支援します。
- ・LLCまちづくり甲府などによるエリアマネジメント活動の取組を支援します。
- ・地元企業を中心に、人材、設備、資金等の活用による地域社会への支援を促進します。
- ・まちづくり活動団体が実施する市民公益活動の促進に向けて、団体に対して必要な資金の一部を補助します。

図 LLCまちづくり甲府
エリアマネジメントのイメージ



| 地域活動同士のネットワーク強化 |

- ・まちづくりを推進する市民団体やNPOなど各主体との連携により、ネットワークを強化し、横断的な課題への取組を推進します。

(3) まちづくり計画やまちづくり事業の実現

| 都市計画提案制度の活用 |

- ・都市計画提案制度を活用して、住民の主体的な参加により、地区の状況に応じた居住環境の保全や適切な土地利用の誘導を図ります。

| 民間主導のプロジェクトによる将来都市構造の実現 |

- ・民間ビジネスによる地域産業や経済の発展を通じて、将来都市構造の実現を支援します。
- ・民間主導のまちづくり事業の実現に向けて、地元金融機関などの融資制度の活用や行政支援などを検討します。
- ・民間の活力を活用したPPP（公民連携）により、財政負担を最小に抑えて、公的不動産の生産性向上などの効果的な連携事業を推進します。

| 地区計画やまちづくり方針の策定 |

- ・本市では、現在9つの地区で地区計画を定めており、安全で快適なまちなみの形成や良好な環境の保全を図っています。
- ・地区の課題や特性を踏まえて、地区計画制度などの活用を図り、住民と市が連携したまちづくりを進めていきます。

図 地区計画一覧

地区名	計画決定日 (変更決定日)	位置	面積	備考
神屋地区	1990年2月9日 (1993年6月25日)	国母七丁目の一部	約6.7ha (市分：約1.3ha)	甲府市 昭和町
住吉地区	1991年1月24日	住吉三・四・五丁目、蓬沢一丁目、青葉町の各一部	約32.3ha	甲府市
古府中西地区	1999年1月7日	古府中町地内	約12.3ha	甲府市
濁川西地区	2005年4月28日	砂田町、酒折一丁目、里吉二・四丁目、蓬沢一丁目、青葉町、住吉三丁目の各一部	約74.0ha	甲府市
機械金属工業団地(1)地区	2011年12月27日	落合町、下鍛冶屋町、西油川町の各一部	約2.6ha	甲府市
向町(1)地区	2013年1月10日	向町、上阿原町の各一部	約2.6ha	甲府市
向町(2)地区	2016年7月4日	向町、上阿原町の各一部	約2.1ha	甲府市
機械金属工業団地(2)地区	2017年8月10日	落合町の各一部	約1.1ha	甲府市
地方卸売市場場外地区	2017年10月13日	国母六丁目の一部	約0.9ha	甲府市

3 広域的な連携

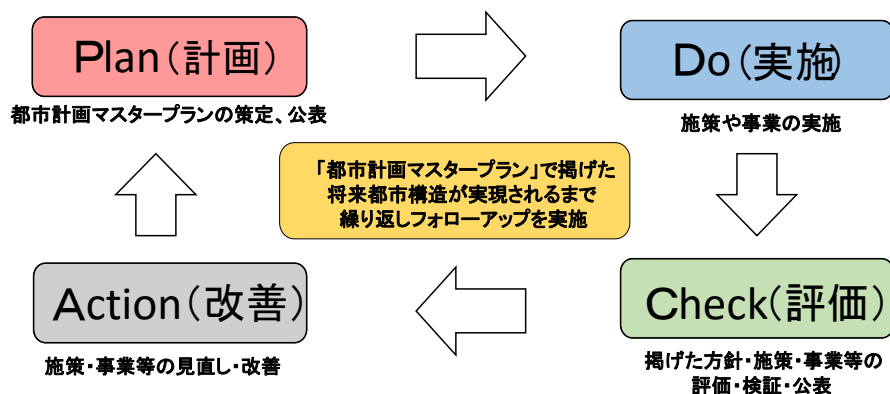
中核市移行により実現するサービスを活用し、広域的な都市機能の強化に努めるとともに、必要な施策については、県や近隣自治体との、より一層の強固な連携や協力を図りながらまちづくりを進め、それぞれの地域の特色を活かした圏域全体の更なる発展を目指します。

5-4 都市計画マスタープランの運用管理

1 都市計画マスタープランの管理

- ・実施施策や事業の進捗状況の管理、事業効果等について評価検証を行い、庁内関係各課の連携と調整のもと、市民の意見を反映しながら、計画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善(Action)→次の計画(Plan)といったPDCAサイクルを確立し、重点施策の目標年次を基本とした継続的な進行管理により、計画的かつ効率的に将来都市構造の実現を目指します。

図 PDCAサイクル



2 都市計画マスタープランの見直し

(1) 経年変化に応じた見直し

- ・おおむね5年ごとに実施される国勢調査や都市計画に関する基礎調査などに基づき、人口や世帯数の推移、産業動向、土地利用や開発の動向、都市計画関連事業の進捗状況等の様々なデータの更新を行うとともに、必要に応じてこれらをもとに将来予測について見直しを行います。
- ・定期的に施策や事業の進捗確認を行うことで、段階的かつ効果的にまちづくりを進めます。

(2) 上位計画等の策定・改定に伴う見直し

- ・本計画は、山梨県が定める都市計画区域マスタープラン「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や第六次甲府市総合計画に即して策定しています。これらの上位計画においても、社会経済情勢の変化や多様化する行政ニーズに対応すべく見直しが行われます。
- ・その他にも、関係計画の見直しや新たな関連計画の策定、2019年に予定されている中核市への移行などにより、都市計画マスタープランの内容に見直しの必要が生じた場合は、計画の見直しを行います。

(3) リニア中央新幹線の開業に伴う見直し

- ・2027年のリニア中央新幹線の開業を活かした企業誘致、産業振興及び広域交流や観光客の増進を図るため、本市だけでなく、国、県及び周辺自治体と連携や協力して取り組んでいく必要があります。
- ・(仮称)リニア山梨県駅周辺及びその隣接地域の整備を進める中で、本市のみならず、周辺自治体にとっても与える影響は大きいことから、地域経済の状況を勘案し見直しの必要が生じた場合は、計画の見直しを行います。